

審議会などの報酬にこだわる議員もあり、現在、委員を選挙など多数決で決めている。報酬がなければ、勉強したいところへ勉強したい議員が参加できるようになる効果が期待できると考える。

(山口洋子 議員)

反対

委員に選ばれた議員には会議への出席義務が発生する。義務として出席し報酬は受け取るなどというのは現段階ではどうか。一部事務組合の議員は報酬を受けても良いというが、呼び方が違うだけで実質は同じであり、整合性に欠けるため反対である。

(菱川和英 議員)

議員の仕事が特別職非常勤職員の仕事と重複するかどうか判断基準となる。しかし、議員の仕事は明確化されつつある根拠はなく、議会活性化の観点からも議員の仕事とは何かを議論することが順序として先である。

(水川 淳 議員)

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間700人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が、来年6月までに完全施行される予定となっている。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成20年の自己破産者数も13万人を下回るなど着実にその成果を上げつつある。

一方、消費者金融の成約率が低下して借りたい人が借りられなくなっているといいたことや、現在の経済危機等により資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを理由に、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があるが、いわゆるバブル崩壊後の経済危機の際には、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、自殺者が3万人を超えるなど多重債務問題が深刻化することになったのであり、改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。

よって国におかれては、今般設置された消費者庁の所管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

へ記

①改正貸金業法を早期に完全施行すること。

②自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。

③個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。

④ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

愛知県愛知郡東郷町議会

議長 近藤 秀樹

(提出先)

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、総務大臣
法務大臣、金融担当大臣
多重債務者対策本部長
消費者及び食品安全担当大臣
国家公安委員会委員長

「子ども手当」の創設についての意見書

我が国では、急速な少子化が進行しており、次代の社会を担う子どもを育成を支援するため、子育て支援や少子化対策を進めることは大変重要である。こうした中で、政府は、平成22年度から全額国費負担で「子ども手当」を創設する方針を表明されている。

この子ども手当については、法案の上げが来年度の通常国会に先送りされる一方、平成22年度の予算編成の過程において、扶養控除廃止等の税制改正や、最近では地方負担の有無などの財源を中心とした議論が進められている。

特に、財源の地方負担に関しては、政権交代以来、総理大臣や総務大臣が子ども手当を全額国費負担で実施する方針を明らかにしているが、財務大臣や所管の厚生労働大臣が地方負担に言及していることが報道されている。

そもそも子育て支援等の厚生行政は、国と地方の信頼関係を基礎として成立するものと思料されるが、子ども手当の財源の一部を一方的に地方が負担する案は、このような信頼関係に重大な影響を与えるものである。

また、子育て・少子化対策は、国の最重要施策の一つであることから、国と地方の協議はもとより、国会での慎重な議論、国民の理解と協力が不可欠のものである。

よって、政府においては、子ども手当の創設に当たって、次の事項に十分配慮をされよう強く要望する。

へ記

①「子ども手当」の財源に関しては、当初方針のとおり全額国費で実施することとし、地方自治体の負担を求めないこと。

②「子ども手当」の創設に当たっては、制度自体の目的を明確にし、支給事務等の制度設計や将来にわたる財源確保策などを慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県愛知郡東郷町議会

議長 近藤 秀樹

(提出先)

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣
副総理・国家戦略担当大臣
総務大臣、財務大臣
厚生労働大臣